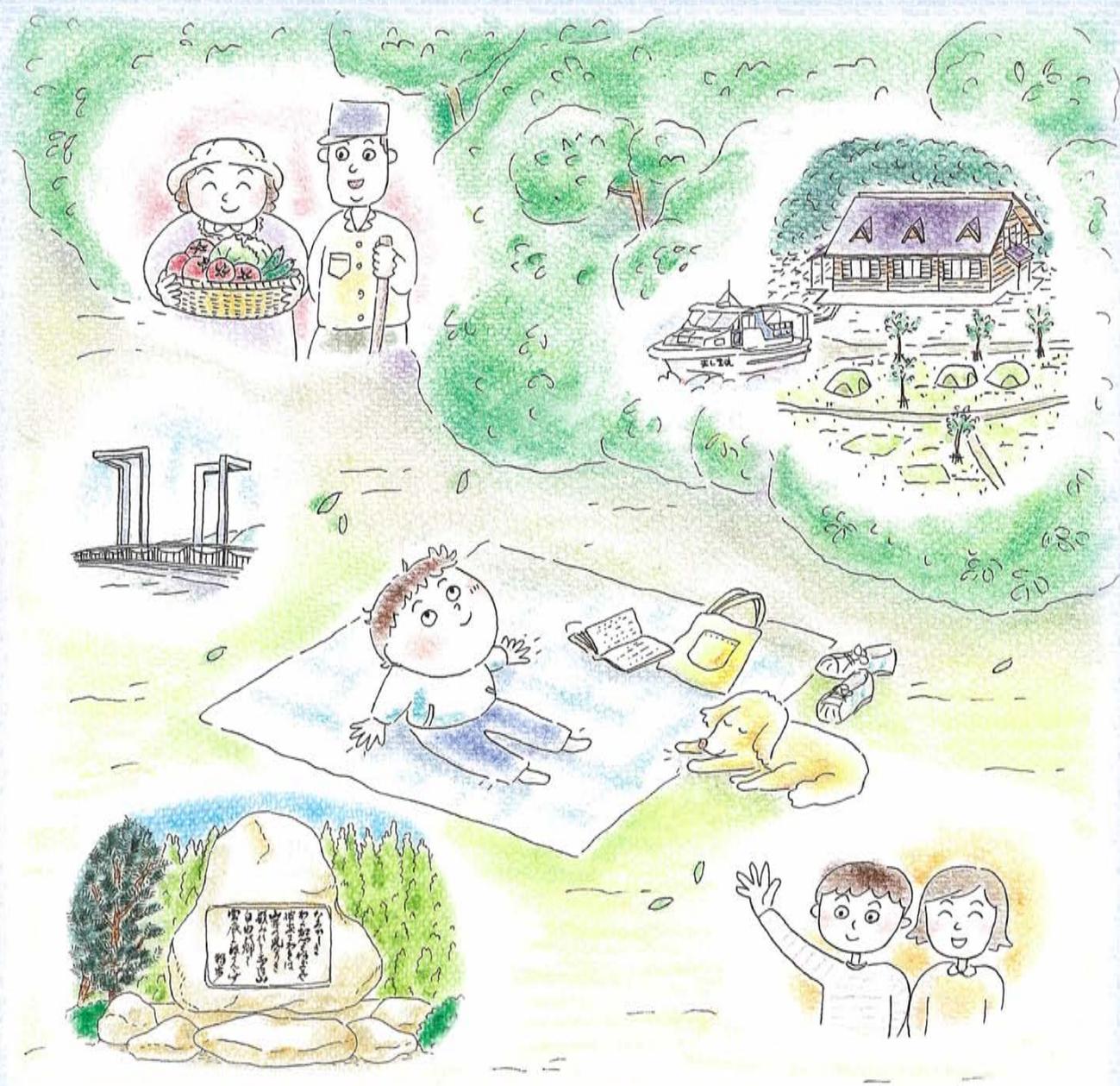


美しく明るく 豊かなまち田布施

まちの将来像
のキャチフレーズ

第4次田布施町総合計画・後期
ダイジェスト版



平成18年(2006年)1月

はじめに



明治の文豪夏目漱石の著書「草枕」の中に『人の世を作ったものは……。矢張り向こう三軒両隣りにちらちらする唯の人である。唯の人が作った人の世が住みにくいからとて、越す国はあるまい。あれば人でなしの国へ行く許りだ。人でなしの国は人の世よりも猶住みにくかろう。越す事のならぬ世が住みにくければ、住みにくい所をどれほどか寛容で、束の間の命を、束の間でも住みよくせねばならぬ。』という一文があります。

私は、この文章の中にまちづくりの原点があるように思います。お互いが住む田布施町ですから、お互いが住みよくしていくことが大切と言えましょう。

近代社会では、かつて家庭や地域社会でやっていたことを、行政が住民に代わって実施する分野が増えてきました。昔は、子どもの教育も高齢者や障害者の介護、ごみやし尿の処理などは、みんな家庭で行われていました。家庭だけでは対応できにくいような葬儀や祝い事、川の管理、消防、治安といったことは地域社会の支えあいで行われていたのです。

現代では、その多くを行政が担当しますが、家庭や地域社会の機能のすべてを代行するわけではありません。家庭生活の中や隣近所の支えあい、地区の方々の共同作業などで処理されていることは数限りなくあります。これらを皆、行政でやることは不可能です。仮にやるとしますと膨大な経費がかかり、その負担は住民にはね返ることになります。

従って、住みよいまちづくりは住民と行政が適切な役割分担のもとに、同じ目標に向かって共同で努力していくことが大切といえます。

現代社会は大変激しいテンポで変化を続けています。第二次世界大戦が終結してから六十年を経過しましたが、その間の社会経済の変貌を振り返ってみれば、いかに私たちの生活や周辺環境が変化したかがお分かりいただけるでしょう。このような変化は今後も続いていくと思われ、私たちはそれに適切かつ柔軟に対応していかなければなりません。

わが田布施町は、戦後の日本史において、岸信介、佐藤栄作の兄弟総理大臣を輩出した栄光ある町です。戦禍に打ちひしがれた日本が立ち直り、世界に誇る繁栄した国となっていく過程において、両宰相の残された功績は絶大なものがあり、田布施町民の誇りであります。しかし、過去の栄光を誇るだけでは前進はありません。

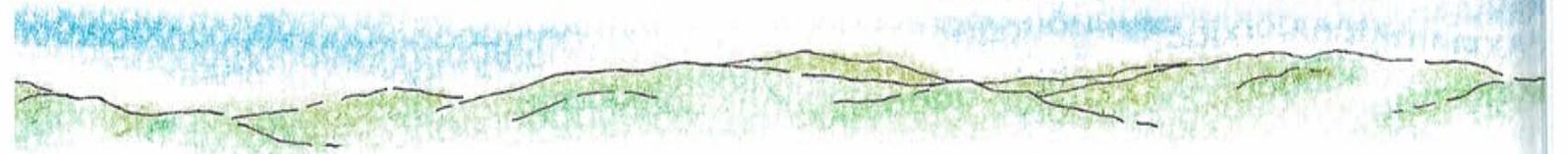
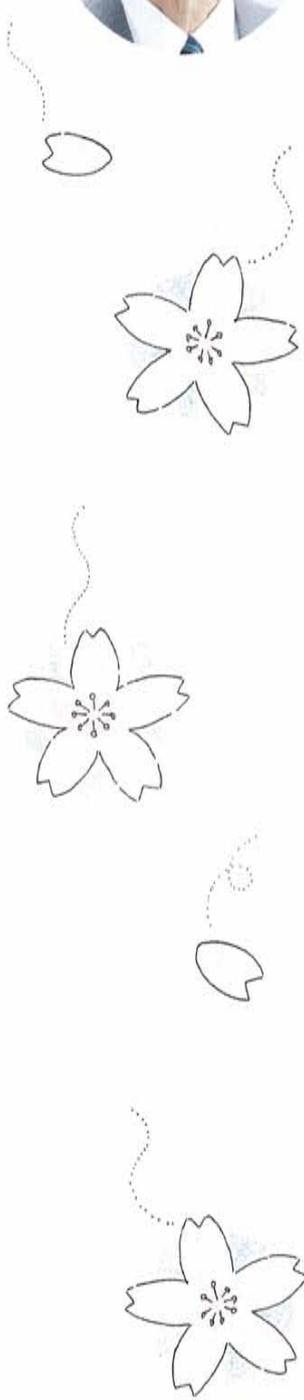
過去に学びそれを教訓として、将来を見据えた中で町民と町行政が協力しあって、より住みよい、また、よそに誇れる魅力のある田布施町をめざして、これからのまちづくりを進めていくことが大切と考えます。

本町のまちづくりの目標は、平成13年1月に策定した「第4次田布施町総合計画」の基本構想によりお示しておりますが、この度、平成18年度から平成22年度までを対象とする後期基本計画を策定いたしました。この計画は前期基本計画を実施した6年間の評価を踏まえて、町民各層による田布施町後期基本計画策定検討委員会で審議、町議会の議決を経て、策定したものです。

私たちのまち田布施が内外に誇れる住みよい町となるよう、行政と民間との役割分担を踏まえ、相互に協力しあって努力していこうではありませんか。町民各位の深い理解と協力をお願い申し上げます。

平成18年1月

田布施町長 寺田 幹 生



計画の概要

「総合計画」は、よりよい“まちづくり”を総合的かつ計画的に推進するための町の基本方針として、町の「最上位計画」と位置づけられるものです。また、この計画は、町民及び企業に対して町政に対する理解・協力と積極的な参加を要請するものであるとともに、町民及び企業と行政が共同してまちづくりを推進するための「共通の指針」となるものです。

本町では、平成10年2月に県の長期展望である「やまぐち未来デザイン21」が策定されたことを受け、この長期展望とも整合させた「第4次田布施町総合計画」を平成13年1月に策定して以来、今日まで、この第4次総合計画に基づき、町政を計画的に推進しています。

計画の構成と期間

田布施町総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」をもって構成しています。

基本構想

21世紀初頭を展望した本町の将来像（田布施町に住み、または田布施町で活動する人々がもつ田布施はこうあるべきだとのイメージ）及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにし、基本計画や実施計画の基本理念となるもので、計画期間は平成12年（2000年）度を初年度とし、平成22年（2010年）度を目標年度とする11年間としています。

基本計画

基本構想で定められた施策の大綱を実現するための基本的施策を定めるもので、内容は、町が行政として取り組む主な役割と、町民や企業に取り組む主な役割を定めています。前期基本計画（平成12年度から平成17年度）と後期基本計画（平成18年度から平成22年度）の2つにわかれており、後期基本計画は、社会経済動向の変化、町民ニーズの変化等に対し、弾力的な計画の推進を図るため、前期6年間の評価を踏まえ、計画を策定したものです。

実施計画

基本計画で定められた施策を、現実の行財政運営の中でどのように実施していくかを具体的に明らかにするもので、3か年のローリング方式により策定します。

基本構想

（平成12年～22年度）

基本計画

前期（平成12年～17年度）
後期（平成18年～22年度）

実施計画

3か年計画とし、
毎年見直しを行い、更新する。
（ローリング方式）

計画策定の背景とまちづくりの課題

社会動向の変化がもたらす要請

今日、地域をとりまく環境条件は、かつてないほど多様かつ高度化しており、あらゆる意味で新しい変革の渦の中にあるといえます。大きな社会動向の変化の潮流から読みとれる計画策定にあたっての要請について整理すると、次のようになります。

1 21世紀を見通したわが国の3つの大きな趨勢【少子高齢化・国際化・情報化】や4つの共生【環境・国際化・男女・コミュニティの共生】に対応して、地域としてどう先行的に取り組んでいくか。

2 生活様式の都市化・高次化の一層の進展に対応して、高次都市機能や文化芸術機能の整備が必須の条件となりつつあるが、財政状況の厳しい中、地域としてこれに今後どう取り組んでいくか。

3 生活行動の広域化の進展や余暇時間の増大などにより地域間交流活動が拡大しているが、交流促進のための交流基盤の整備と対外的地域イメージ向上のための施策打ち出しを地域として今後どう進めていくか。

4 国内における地域間競争が激化し、これに打ち勝つため全国的にふるさと自慢づくり活動等が展開されているが、これに地域としてどう対応し、地域求心力を確保するための特色ある戦略施策をどう打ち出していくか。

5 地方分権の本格化や情報公開、アカウントビリティ(説明責任)等が強く求められる情勢の中で、住民と行政の協働によるまちづくり、広域的連携を強化したまちづくりなど、時代の流れに即応した新しいまちづくり事業方針をいかに創出・確立していくか。

田布施町の課題

本町のまちづくりの課題として、次のような点が指摘されます。今後、これらの課題を少しずつでも改善しながら、本町の持っているものを生かして、魅力のある田布施をつくっていくことが大切です。

1. 人口の停滞と高齢化の進展への対応

少子化の進展を背景に、人口は横這い若しくは、微減で推移することが予測されます。また、高齢化は着実に進行しています。これらに対応したまちづくりが必要です。

2. 若年層の流出阻止のための雇用の場の確保

高校を卒業した若者が都会へ流出することを防ぐために、地場企業の活性化、町外企業の誘致等、雇用創出の努力を地域をあげて行う必要があります。

3. 産業の停滞への対応

農業・水産業・小売業・製造業などで様々な活性化の取り組みがなされていますが、今後とも産業振興への重点的・総合的な取り組みが求められています。

4. 福祉・健康ニーズの高まりへの対応

町民意識調査によると、福祉・健康に対するニーズ、特に高齢者福祉への関心が高まっています。地域ケアの視点から地域全体で総合的な取り組みが必要です。

5. 生活環境の整備・充実

町民意識調査では、生活環境の整備・充実を求める声も強く、下水道、安全な道路、公園・遊び場等のインフラ整備を効率的に行っていく必要があります。

6. 人と自然が調和したまちづくり

本町は山、川、海などの自然、それに緑の田園に包まれたまちです。町民は、美しい豊かな自然と調和したまちづくりを願っています。

7. 社会潮流の動きに対応したまちづくり

「文化・学習・交流ニーズの多様化」「高齢化」「女性の社会進出」「情報化」などのキーワードを基に、社会の潮流に対応したまちづくりが必要です。

8. 町民と行政が共に進めるまちづくり

住みよいまちづくりは、町民と行政が適切な役割分担のもとに、同じ目標に向かって共同で努力していくことが大切です。このため町民と行政が共に進めるまちづくりのシステムを確立する必要があります。

9. 広域行政の不整合及び地方分権への対応

広域行政の不整合や合併問題は地方分権が本格化していく中で、避けて通れない重要な課題です。これらの問題について町民が十分論議する場が必要になっています。

基本構想 (2000~2010年)

田布施町の将来像

まちの将来像(まちづくりの目標)を次のように定め、まちづくりを進めていきます。

❁ 将来像のキャッチフレーズ ❁

美しくて明るく豊かなまち田布施

❁ 将来像 ❁

美しいまち

豊かな自然と快適な生活環境のまち

明るいまち

安全で文化的な水準が高く、福祉のゆきとどいたまち

豊かなまち

産業活動が活発で便利さが実感できるまち

魅力のあるまち

個性豊かで内外に誇れるまち

みんなが行動するまち

自ら参加し、自ら行動する人々のまち

目標人口

今後、本町において住民の定住するまちづくりを進めるために、地域産業(第1次~第3次産業)の連携による産業振興と定住促進を積極的に進めることにより、平成22年(2010年)の目標人口を国勢調査ベースで16,600人、住民基本台帳人口で17,000人とします。

目標人口

17,000人

(住民基本台帳人口)

まちづくりの目標と重点施策

美しいまち 豊かな自然と快適な生活環境のまち

だれでも、同じ住むのなら美しくてきれいなまちに住みたいと思うでしょう。田布施町は気候は温暖で、山あり、川あり、海ありと自然環境に恵まれています。しかし、優れた自然環境もそのままでは荒廃してしまう場合があります。美しい秋吉台も、毎年、地域の人々が山焼きをするから美しさが保たれるのです。

清掃活動や草刈りなどにより環境を美しく整えることは、快適な生活に欠かせません。自然の美しさと建物その他の人工の美しさが調和し、快適な生活環境の中で日常生活の利便性が実感できるようなまちをめざします。

〈重点施策〉

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 美しい街並み、心安らぐ農村風景の形成 | (3) 上下水道、合併処理浄化槽の整備拡大 |
| (2) 公園や町民の憩いの場の整備 | (4) 火葬場の整備 |

明るいまち 安全で文化的な水準が高く、福祉のゆきとどいたまち

まちが明るいということは、そこに住む人々の表情が明るいということがベースです。

私たちの日常生活が明るく楽しいものであるためには、経済的にもある程度豊かでなければなりません。安全な生活が保障され、健康で心豊かであることが非常に重要です。

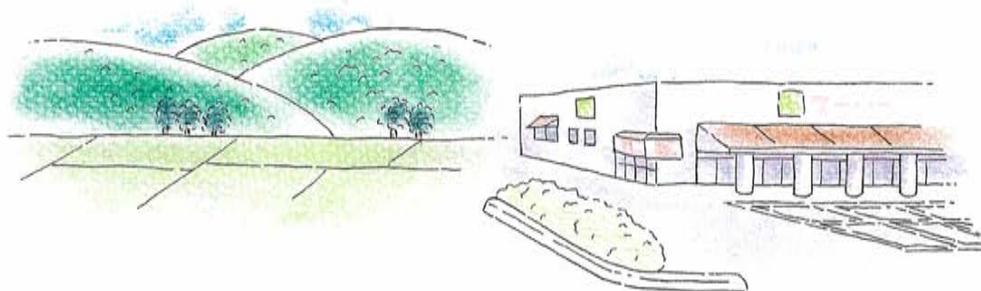
町民生活の安全性を確保し、人々が安心して暮らせる中で知性や教養を高めあう機会を拡充し、人と人とのつながりを大切にする風土づくりをすすめます。特に、町の将来は子どもたちの育て方に懸かっているとの認識のもとに、まちぐるみで子どもたちが明るく、たくましく成長するよう支援するとともに、国際理解・外国語教育、情報処理教育の充実、スポーツ交流の促進に努めます。

また、高齢化社会の進行に対応して、保健・医療・福祉体制の充実と連携の強化、高齢者や要支援者、生活弱者が住み慣れた家や親しんだ地域社会で生活するための支援対策、地域社会での自主的な交流、援助活動の推進に努めます。

これらの取り組みを通じて、人々がみな朗らかにあいさつを交わし、お互いの連携と支え合いを大切にするまちをめざします。

〈重点施策〉

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 防犯、防災体制の整備 | (4) 保健、医療、福祉体制の充実及び連携の強化 |
| (2) 学校教育の充実 | (5) あいさつ運動の推進 |
| (3) 文化活動、社会教育活動の振興 | |



豊かなまち 産業活動が活発で便利さが実感できるまち

産業活動は、まちづくりを自動車に例えれば、エンジンの役割に相当し、活動の源泉です。エンジンが動かなければ車は走らず、ハンドルも切れません。田布施町にふさわしい商工業や情報産業等の企業の誘致や、地場産業の振興に努めます。同時に、田布施を象徴するような特産品の開発や生産を推進します。

産業の振興や生活の利便性を高めるためには、道路の整備や水の供給体制の充実が必要であり、年次計画に基づいて整備、充実に努めます。

また、土地の有効利用のため、都市計画に基づいた計画的な街づくりを推進するとともに、土地所有者等が売却、貸付、管理委託等を希望している土地の実情を把握し、有効利用を促進する対策を進めます。

産業を営む企業は、地域社会の一員であり、地域住民は企業活動に理解と関心を持ち、企業は地域住民の安全と平穏な生活の確保に十分配慮することにより、信頼関係を確立し、共々の繁栄を期することが大切です。地域との調和のもとに、創造的な産業活動が展開され、地域住民も生き生きとして働き、豊かさが実感できるまちをめざします。

〈重点施策〉

- (1) 産業基盤の整備
- (2) 特産品の開発
- (3) 土地有効利用の促進

魅力のあるまち 個性豊かで内外に誇れるまち

時代は着実に地方分権の時代へと移行しつつあり、だんだんに、地方のことは地方の責任と権限で処理、解決しなくてはならなくなってきました。このことは、中央政府依存型の行政から地方主体型の行政への転換を意味し、一面では、地方自治体間の競争が激化するとも見込まれます。

そこで、田布施町は田布施町らしい、他に誇れる魅力を創出していかないと、取り残され衰退してしまう恐れがあります。他に誇れる田布施らしい個性や特色を創出し、町民のだれもが郷土を愛し、誇りがもてるような魅力あるまちをめざします。

〈重点施策〉

- (1) 郷土輩出賢人の顕彰
- (2) 名所、名品の創出
- (3) 伝統、文化の継承
- (4) インターネット活用によるPR活動

みんなが行動するまち 自ら参加し、自ら行動する人々のまち

まちづくりは、私たち田布施の町民が田布施という町をどのようにつくり上げるかについて語り、共に行動するということが原点でなければなりません。子ども、若者からお年寄りまで、また、男女を問わず、町内に住むすべての人が、日常の生活を営むと同時に、まちづくりに努力し行動する、その姿を第三者的に、また、外部から見たときに田布施のまちづくりの真価が問われるといえましょう。

みんなが参加し、みんなが行動するまちをめざします。

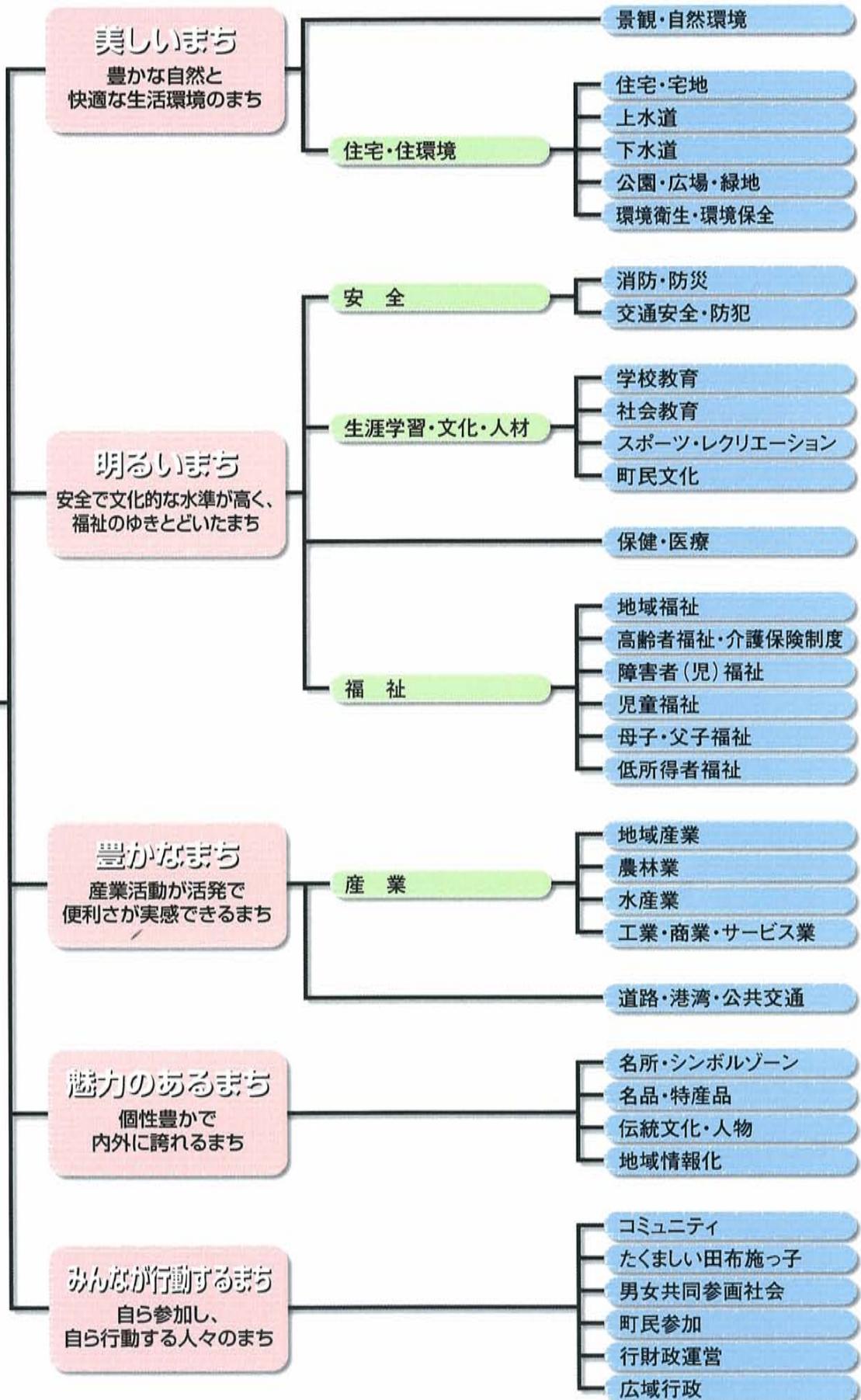
〈重点施策〉

- (1) 情報公開と町民参加
- (2) コミュニティ活動の推進
- (3) たくましい田布施っ子の育成
- (4) 男女共同参画社会の実現
- (5) 隣接市町との広域連携

後期基本計画 (2006~2010年)

施策の体系図

美しくて明るく豊かなまち田布施



美しいまち

豊かな自然と快適な生活環境のまち

行政の主な役割

1. 美しい街並み、心安らぐ農村風景の形成

- ①美しいまちづくり推進条例の趣旨に基づき、環境悪化の防止、美化活動の奨励・支援を行うとともに、町民及び企業と行政が一体となり、環境美化対策を推進します。
- ②町民及び企業と行政が一体となった環境美化の推進体制を整備します。
- ③建物、広告物などに係る調和のとれた景観づくりのための誘導対策を実施します。
- ④休耕田の荒廃防止、有効活用に努めます。
- ⑤花いっぱい運動等の住民活動を支援します。

2. 公園や町民の憩いの場の整備

- ①ふるさと詩情公園内に、童謡・唱歌を楽しむ歌碑を建立するハミングロードを整備中であり、情緒豊かな特色のある公園として早期完成を目指します。
- ②地区の身近な憩いの場や子どもの遊び場である農村公園、児童公園（遊園）の整備に努めます。

3. 上下水道、浄化槽の整備拡大

- ①上水道の普及拡大を図ります。
- ②下水道事業の計画的な推進を図ります。
- ③下水道計画区域外の地域における浄化槽の普及促進については、設備費用に対する補助制度を活用します。
- ④情報技術の導入による、施設の効率的な維持管理と窓口業務の迅速化による町民サービスの向上に努めます。

4. 3R運動の推進

3R運動（リサイクル、リユース、リデュース）については、住民と事業者への啓発を行い、過剰包装の廃止、家庭での生ごみ処理の推進、分別収集等を徹底し、ごみの有価物としての認識を深め、物を大切にすることを展開します。

- ※リサイクル…資源として再利用する。
- リユース …もう一度使う。
- リデュース…いらぬ物は買わない。

5. 町営住宅の整備

老朽化している波野、砂田、大法住宅については、重点団地への集約化を進めます。

町民や企業の主な役割

- ①美しい街並みは、ごみのポイ捨てをしない等、一人ひとりの小さな心遣いでできることや、街並みの景観整備等は、みんなの協力がなくてはできないことを理解し合いましょう。まず、「家や企業の周りは、きれいにする」、「庭に花を植える」等、自分でできる身近なことから始めましょう。
- ②地域の人たちと自分たちの住んでいる地域の美化について話し合い、道路沿いの荒廃農地等に花を植えたりしましょう。特に、主要道路の周辺は、町の顔です。お互いの努力と協力により、美しくて印象のよい環境にしていきたいと思います。
- ③商店や企業も、感じの良い看板や工場内をきれいにする等、環境づくりに努めましょう。
- ④一斉清掃、花いっぱい運動等の地域ぐるみの環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- ⑤下水道事業は、計画区域内のすべての宅地、建物の所有者からの利用申込みに応じられるよう終末処理場を整備し、そこから順次上流に管を伸ばしていきます。整備が完了した地区から利用していただきますが、整備されても利用が伸びなければ意味がありません。整備が完了した地区のみなさんは積極的に利用しましょう。
- ⑥自分の家庭のごみの減量化、分別収集とごみの再資源化に協力しましょう。
- ⑦庭先や空き地等で、ビニール類のごみを燃やすと、臭いや煙で近所迷惑になります。また、地下水を汚すダイオキシンの発生原因となります。ビニール類は可燃ごみの袋に入れて定期収集日に出しましょう。
- ⑧犬を散歩させる場合、ふんの始末をしないと異臭がし、また草刈りをする人に散りかかり迷惑をかけます。必ず後始末をしましょう。
- ⑨企業では、特に公害の防止に留意し、法令の厳守とともに環境への負荷の少ない企業活動に努めましょう。



明るいまち

安全で文化的な水準が高く、福祉のゆきとどいたまち

行政の主な役割

1. 防犯、防災体制の整備

- ①消防本部新庁舎を拠点に、東消防署と消防及び救急体制の連携強化、地域住民の防災意識の高揚や自主防災組織づくりを図り、災害対応能力の向上に努めます。
- ②海岸、河川等の危険個所の改善に努めます。
- ③防犯灯、防火水槽、消火栓の整備を年次的に推進します。



2. 学校教育の充実

- ①幼児教育の充実援助に努めます。
- ②小・中学校ごとに経営方針を定め、知、徳、体のバランスのとれた教育をめざします。特に、基礎学力の向上と基本的な生活習慣の定着を全時的な課題として、教職員の研修を充実します。
- ③小・中学校の地域条件等を活用し、重点目標を定めて、環境教育や自然学習等の特色ある教育活動を推進します。また、奉仕活動の積極的導入を図ります。
- ④社会経済の変化に対応するため、小・中学校の情報処理教育や国際理解・外国語教育を充実します。また、読書活動の推進に努め、学校図書館蔵書の充実に努めます。
- ⑤老朽化が進んでいる小学校校舎、体育館等の補修及び改築その他教育環境の整備を計画的に推進します。また、小学校の学級規模の適正化、校区の見直しを検討します。学校給食センターは、給食内容の充実に努めるとともに、効率的な運営の面から民間業者への運営委託を検討します。

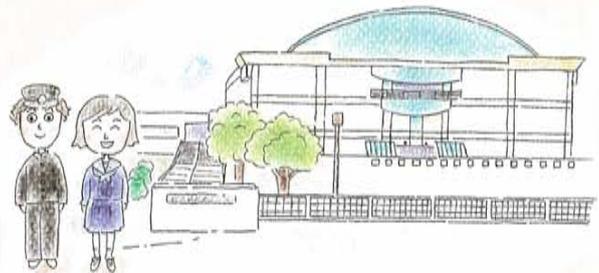
3. 文化活動、社会教育活動の振興

- ①多くの町民が文化に親しみやすい環境づくりに努め、公民館をはじめ図書館・郷土館を活用した文化活動の推進を図り、気軽に文化や学習が楽しめるまちづくりをめざします。
- ②文化活動団体の自発的活動がより活発に行われるよう地域の優れた知識や経験を有する人たちの人材マップを作成する等、指導者の発掘とその育成、活用について努力します。
- ③スポーツ施設の充実、スポーツイベントの開催、スポーツ活動の充実に努め、楽しさと喜びあふれるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ④生涯学習に関するあらゆる情報提供や学習相談に応ずる「生涯学習センター」の役割を中央公民館に

町民や企業の主な役割

- ①消防団活動への積極的な参加や協力を行い、地域の防災力を高めましょう。
- ②地域防災の基本は、平素からのコミュニティづくりを通じて、家庭や地域の状況を理解し合い、いざという時の緊急連絡や相互扶助に役立てることにあります。お互いに協力しましょう。

子どもの育成についての基本は、しつけや人格の教育は家庭、勉強や集団教育は学校や地域社会というのが大枠です。この基本をふまえて、自ら学び自ら考える、人間性豊かで元気な子どもの育成に努力しましょう。



- ①学校教育を卒業した人たちが、いくつになっても生涯学ぶ心を保ち、少しずつでも実践していくことは、人生の大切な生き方でしょう。生涯にわたって継続し、学習意欲があり、文化水準を高めていこうとする人々のまち田布施をつくりましょう。
- ②ひとりスポーツを合言葉にして、健康づくりも兼ねて自分にふさわしいスポーツにチャレンジしましょう。
- ③スポーツイベント等に積極的に参加するとともに、企画や開催準備等にもできるだけ協力しましょう。
- ④スポーツ・レクリエーションを通して、いろいろな人たちとの心のふれあいを深めましょう。
- ⑤文化・伝統・歴史を学び、長年培われてきた田布施の文化を守り育てるとともに、新たな文化の創造に努

行政の主な役割

もたせ、重点目標を定め、生涯学習の内容の充実と促進に努めます。

- ⑤ 社会教育団体の再編整備を検討するとともに、リーダーの育成と組織活動の支援を行います。
- ⑥ 文化活動の総合的な拠点となる文化センターの建設を検討します。

4. 保健、医療、福祉体制の充実及び連携の強化

- ① 町民の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じて健康な生活が送れるよう、保健・医療・福祉が連携した総合的な保健福祉対策を推進します。また、町民が適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関と連携し、地域医療体制、救急医療体制の充実等を図ります。
- ② 地域において、食育に関する知識の普及や情報を提供し、町民の健全な食習慣の確立を図ります。
- ③ 保健サービスの拠点となる保健センターの整備を検討します。
- ④ 地域ぐるみの福祉活動の取り組みによって、高齢者や障害者が家庭や地域社会の中で安心して暮らせるようなまちづくりを進めます。
- ⑤ 「ふくしの里」は、今後福祉ニーズの推移を見守りながら必要に応じた施設整備を行っていきます。なお、既に構想に基づき建設された施設については、運営主体との連携を図りながら住民サービス機能の低下がないように努めます。
- ⑥ 公共施設はもとより、民間施設についても高齢者や障害者が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ⑦ 平成12年4月策定の「田布施町高齢者保健福祉計画」の見直しを図り、高齢者の「自立支援」を基本にきめ細やかな施策を進めていくとともに、介護保険事業の円滑な推進に努めます。
- ⑧ 現在策定している「田布施町障害者計画」を見直し、自立支援の各種福祉施策を推進していきます。
- ⑨ 「地域全体で取り組む子育て・親育て」を基本理念に「柳井地域次世代育成支援行動計画」に定める施策を総合的・計画的に推進します。

5. あいさつ運動の推進

地域社会において、円滑な人間関係を保ち、相互協力による明るいまちづくりを進めるため「あいさつ運動」を推進し、その徹底を図ります。

町民や企業の主な役割

めましょう。

- ⑥ 読書は、知識を広め、思考力を身につけ、また教養を深めるうえで、極めて有効です。読書離れが進む中で、大人も子どもも、読書に親しむ習慣を養いましょう。

- ① 車いす生活の方等は、ちょっとした段差や落ちている石ころでも生活に支障が生じます。ハンデを持った人が安全に行動し、自立生活が送れるように常日頃から気軽に声をかけたり、手を貸したりして、すべての人が利用しやすい環境づくりに協力しましょう。
- ② 高齢者だけの世帯は、安否確認が不十分であったり、車に乗れず日常生活が不便であったりします。できるだけ気配りをし、必要な場合は、役場（民生課）や民生児童委員さんに連絡しましょう。



あいさつは、人間のパスポートといわれています。お互いにあいさつを交わし、子どもたちにも声をかけましょう。

〈あいさつは 明日のたぶせの 伸びる声〉

豊かなまち

産業活動が活発で便利さが実感できるまち

行政の主な役割

1. 地域産業の振興・産業基盤の整備

- ①町民に、産業が町勢振興の原動力であることへの理解を求め、産業と住民生活との調和のある発展を図ります。町民は産業活性化の重要性を認識し、地元産業を大切にする、産業界は地元住民の生活を大切にする、即ち産業と住民が仲良く暮らせるまちづくりに努めます。
- ②中央南地区を中心に、周辺地区の公園整備とあわせて魅力ある商業集積地の形成に努めます。
- ③工場設置奨励条例を見直し、本町にふさわしい商工業や情報産業等の企業の誘致に努めます。
- ④道路網は、町民の利便性の向上、産業の振興、町の一体性の確保のうえで重要な位置を占めるとの認識のもとに、国・県と連携して重点的に整備を促進します。構造面では、安全対策や障害者等の利用に配慮し、また、地域の協力も得て、美しく快適な道路環境の実現をめざします。
- ⑤産業振興の基盤となる港湾整備の促進に努めます。
- ⑥社会経済の変化に柔軟に対応しながら、公共交通機関の維持確保に努めます。町内のバス路線6路線が今後とも運行されるよう、利用促進や財政支援に努めます。障害者や虚弱高齢者に対しては、タクシーの利用助成等の対策を推進します。馬島航路は、平生町との共同運航を検討し、実現に向けて努力します。

2. 特産品の開発

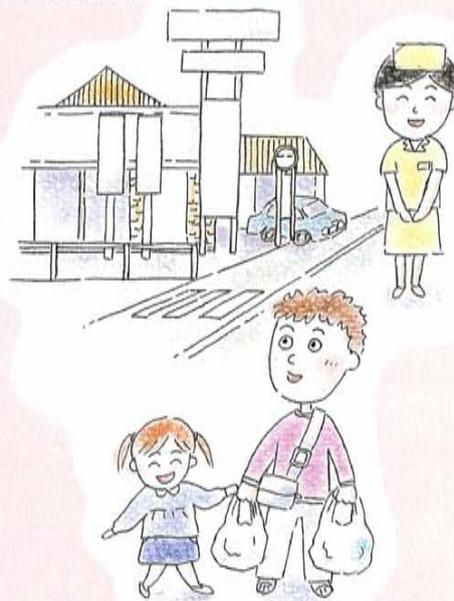
- ①遊休農地の有効活用も考慮し、田布施町を代表するような第1次産業の産品を主原料とする特産品の開発を進めます。
- ②特産品を開発するための、研究・検討組織をつくり、生産・加工・販売を統轄し、長期の視点に立った振興策を推進します。

3. 土地有効利用の促進

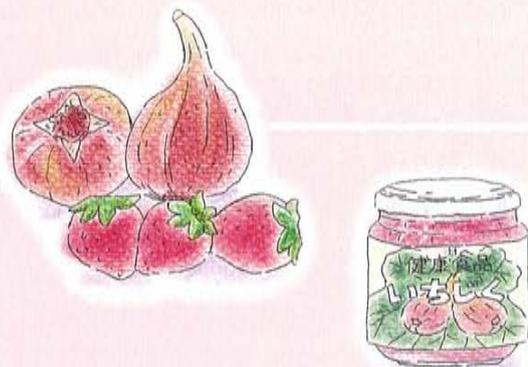
土地の所有者または管理者が、売却、貸付、管理委託等を希望する土地について、その位置・種別・面積等の状況及び売却・貸付等の希望要件を登録し、有効利用を促進する体制をつくりまします。

町民や企業の主な役割

- ①産業は町勢の原動力です。地元産品や地元商店を優先的に利用し、良いものは広く周辺市町の人たちにPRしましょう。
- ②企業は地元の一員です。企業関係者は、企業の環境を整え、また、地元住民との協力関係をつくりあげる努力をしましょう。
- ③町民と企業が、お互いに協力しあい、きれいで美しい環境をつくりあげることにより、地域や町の魅力が増し、集客力や販売力が高まります。そのような風土をつくりましょう。



農産物等は、地域交流館等で地元産品を優先的に購入し、おいしいもの・良いものは広く周辺市町の人たちにPRしましょう。



魅力のあるまち

個性豊かで内外に誇れるまち

行政の主な役割

1. 郷土輩出賢人の顕彰

岸信介、佐藤栄作の兄弟宰相、俳人江良碧松等、郷土輩出賢人の顕彰事業を推進します。

2. 名所、名品の創出

①ふるさと詩情公園の一部未完成部分について、県の河川改修とあわせた早期の整備を図り、町内外に誇れる名所としてPRします。

②農地の荒廃防止と有効利用、農業所得及び地域経済の向上、人口定住等多面的な課題に挑戦するため、本町にふさわしい経済作物の選定、栽培普及、特産品の創出、加工販売対策を10年戦略で推進します。

3. 伝統、文化の継承

①指定文化財の適切な保存管理を行うとともに、広く紹介に努めます。

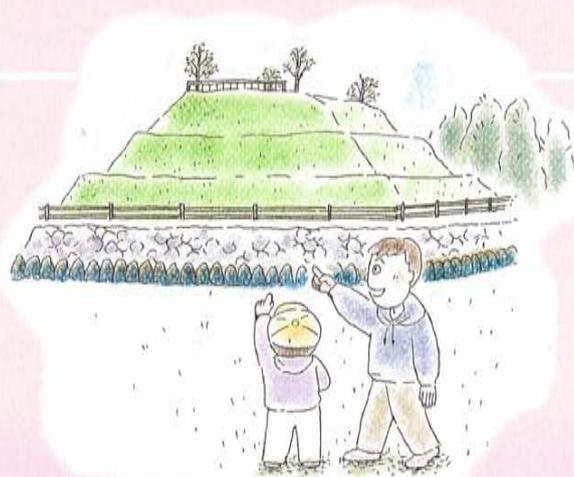
②地域の伝統文化、民俗文化等にかかわる芸能や民話、祭り、行事等の保存、調査、伝承に努めます。

4. 地域情報化の推進・インターネット活用によるPR活動

①高度情報化社会の急速な進展に対応し、行政改革の観点から行政資料の電子情報化を推進する一方、情報システムによる町民に対する情報提供機能を強化しサービス向上に努めます。

②インターネット等を活用した町の情報発信機能を充実し、町民に限らず町外居住者に対しても各種情報を提供し、町のPRとイメージアップを図ります。

町民や企業の主な役割



- ①郷土館では、田布施の歴史、文化財、著名人物等に関する書籍、写真、資料等の収集に努めています。珍しい資料等をお持ちの方はご協力ください。
- ②田布施町の郷土文化や歴史を他の町の人に自信を持って説明できるようになりましょう。



みんなが行動するまち

自ら参加し、自ら行動する人々のまち

行政の主な役割

1. 情報公開と町民参加のまちづくり

- ①プライバシー保護に十分配慮した上で、行政情報公開制度を確立します。また、情報の公開請求とあわせ、本庁や図書館等に情報公開コーナーを設置しており、行政側からの情報の提供に積極的に取り組みます。
- ②町民と町行政が、まちづくりの共通目標に向けて共に努力していくうえで、一人ひとりの創意と工夫が行政運営に反映されるよう、広報広聴活動の充実を図ります。
- ③町民や田布施町出身者にふるさとの行政情報を知ってもらうため、また、まちづくりのアイデア、提言等の窓口として、ホームページの充実を図ります。
- ④町長を囲む座談会の開催など町民との対話を推進します。
- ⑤民間主体のまちづくり推進協議会との連携により、町民参加のまちづくりを推進します。

2. コミュニティ活動の推進

- ①地域活動に関心を持ち、自ら率先して実践するリーダーの育成を図るため、適任者の発掘や研修機会の確保等の支援に努めます。
- ②防災、防犯、環境美化等、自治会による自主的なコミュニティ活動を支援します。
- ③婦人会や子ども会等の各種コミュニティ組織の育成や地域での環境美化活動、地域福祉活動の推進に努めます。
- ④コミュニティ活動の拠点となる集会所の新築や修繕に対する助成措置は、補助率や限度額等を見直した上で整備を図ります。

3. たくましい田布施っ子の育成

- ①青少年健全育成町民会議と一体化して、町民ごぞつてのたくましい田布施っ子育成運動の展開を図ります。
- ②危険や困難に直面した場合に、それを切り抜けるための機敏性、忍耐力等を身につけさせるため、スポーツ少年団、子ども会活動等による心身の鍛錬や自然体験活動等の推進に努めます。
- ③幼児、小学生が屋外で遊ぶための児童遊園の整備と適正な管理に努めます。また、休耕田の活用や里山の整備等により、子どもたちが野山を駆けまわれるようなモデル的拠点の整備を検討します。

町民や企業の主な役割

- ①まちづくり計画の主旨に沿った自主的な地域活動の推進をお願いします。
- ②常に、町の行政に関心を持ち、建設的な意見や提言を寄せてください。



気持ちのよい毎日を送るための基本は、地域の協力により、明るくなごやかで、きれいな地域社会をつかっていくことにあるということを理解しましょう。そのため、自治会の活動や環境美化活動等に協力しましょう。



- ①あの子もこの子もみんなの子です。子どもに声をかけましょう。良いことをしたときはほめてあげ、悪いことをしたときは、よその子でも愛情をもって叱りましょう。
- ②人間の一生を左右する人格の基盤は、主に乳幼児期に形成されるといわれています。この場合に大切なことは、家族の豊かな愛情と適正なしつけです。「愛情たっぷり、しつけはしっかり」を合言葉により子を育てましょう。
- ③子どもは安らぎの家庭をもとにして、地域で育つものです。PTAや子ども会育成会等の地域組織に積

行政の主な役割



4. 男女共同参画社会の実現

- ①男女共同参画社会基本法に基づき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思により、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざします。
- ②ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談に対して、県の男女共同参画相談センター、警察等の関係機関との連携により適切な対応を図ります。

5. 隣接市町との広域連携

- ①広域的処理が望ましく、かつ効果的なサービスが期待できる事務・事業については、広域での対応を関係市町と協議検討していきます。
- ②広域市町村圏、広域行政事務、県出先機関管轄区域の不整合については、「広域行政検討委員会」で検討し、必要な場合は県計画の圏域修正を求めています。
- ③広域合併については、合併新法下での情勢把握及び柳井市との合併についての諸課題等を調査・検討していきます。



町民や企業の主な役割

極的に参加・協力し、子どもたちを地域で支えましょう。

- ④変貌する未来の社会を担う子どもたちには、たくましさが求められます。心身のたくましさを身につけるには、スポーツへの参加と自然の中での生活体験が効果的といわれています。このような体験の積み重ねで、たくましさを身につけさせましょう。

- ①町内の居住者の半数以上は女性で占められています。女性の社会参加に理解をもち、「女のくせに」とか「女だてらに」等の女性を見下すような発言はやめましょう。
- ②女性の母体管理、育児には、男性も理解をもち協力しましょう。





美しく明るく豊かなまち田布施

第4次田布施町総合計画・後期

ダイジェスト版

発行日／平成18年(2006年)1月

発行／山口県田布施町
〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1

電話(0820)52-2111 FAX(0820)53-0140

<http://www.town.tabuse.lg.jp>

E-mail:kikakuzaisei@town.tabuse.lg.jp

編集／田布施町企画財政課



本紙は環境にやさしいSOY INKを使用しています。♻️100地球資源保護のため100%再生紙を使用しています。